

# 3

## 出入口

### 整備の基本的な考え方

- 高齢者、障害者等と他の利用者のだれもが同じ出入口を円滑に利用できるように計画する。
- 出入口の戸の構造は、視覚障害者や車椅子使用者の通行に十分配慮し、戸の構造は、上肢の障害のある人にもできるかぎり円滑に利用できるものとする。
- 外部出入口付近には、案内看板（施設名称等）や受付、利用者にわかりやすい施設の案内板を適切に配置する。
- 全ての外部出入口において、緊急時等を考慮し、利用者の円滑な利用に配慮する。
- 整備基準は、（１）移動等円滑化経路内の出入口（直接地上へ通ずる出入口以外）、（２）移動等円滑化経路内の建築物の直接地上へ通ずる出入口のそれぞれについて定めている。

整備基準		解説	望ましい水準
	<p>（１）移動等円滑化経路を構成する出入口（（２）に該当するものを除く。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ただし、小規模施設及びその他の非該当施設においては、次に定める構造とするよう努めること。</p>	<p>◀左欄記載施設▶</p> <p>◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(46頁)を参照</p> <hr/> <p>●この基準は、移動等円滑化経路内の出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口以外のもの（建物内部や地下駐車場等の出入口）に適用される。</p> <p>→「移動等円滑化経路」：1 移動等円滑化経路（40頁）を参照</p> <p>→図「□移動等円滑化経路を構成する出入口の整備例」（52頁）を参照</p>	<p>○移動等円滑化経路以外の出入口も同様に整備する。</p>
ア 幅	幅は、80cm以上とすること。	<p>●幅80cmは、車椅子使用者が通過できる寸法</p> <p>●フランス落とし等の車椅子使用者が単独で開けることのできない金具で固定された戸の部分は、幅に含まない。また、建具を開放したときに、戸の厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅を指す。</p>	○幅90cm以上
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<p>●高齢者、障害者等、動作に困難のある人にとっての開閉の難易度から、一般に推奨される順位は①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸である。</p> <p>●重い開き戸は避けること。</p> <p>●回転ドアは、基本的に車椅子での使用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者には危険が伴いやすいので、用いないこと。回転ドアを設ける場合は、他の構造の戸を併設すること。</p> <p>●ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。</p> <p>●手動ドアは、指つめ防止に配慮すること。</p> <p>●段差のある敷居や溝は設けないこと。</p> <p>●戸の前後には、車椅子使用者が方向転回できるよう、140cm×140cm程度の空間を確保すること。</p> <p>●ドアハンドルは、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さに設けること。また、円形のもの（握り玉タイプ）は、上肢や手に障害がある人が使いにくいいため避けること。</p> <p>●戸に設ける窓は、立位の利用者のほか、車椅子使用者や子ども等の存在がわかる高さ・位置とすること。</p> <p>●扉ガラスには、割れにくい材料を用いること。</p>	<p>○自動ドアには、非常時対応手動ドアを設ける。</p> <p>○外開き戸を設ける場合には、アルコーブを設置し、戸が壁面線を超えないようにする。</p> <p>○扉ガラスには、キックプレートを設ける。</p>

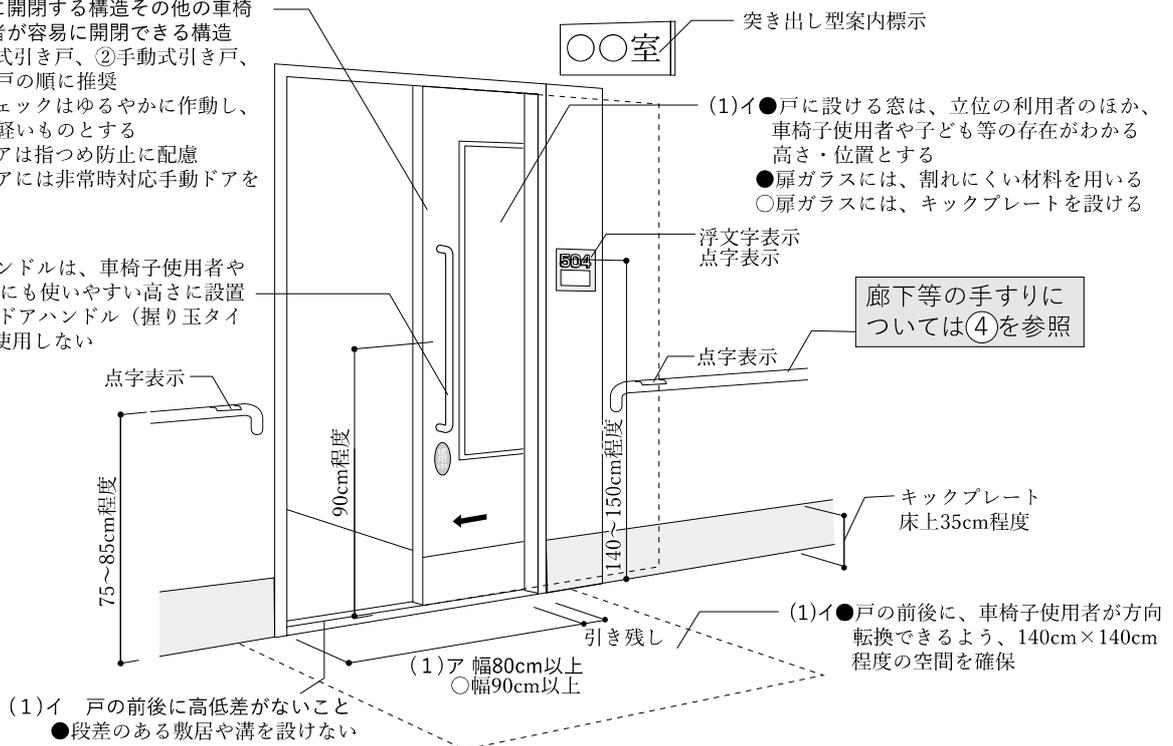
整備基準		解説	望ましい水準
(2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●この基準は、移動等円滑化経路内の直接地上へ通ずる建築物の出入口に適用される。</li> </ul> →図「□直接地上へ通ずる出入口の整備例」(53頁)を参照	○移動等円滑化経路以外の直接地上へ通ずる建築物の出入口も同様に整備する。
ア 幅	幅は、90cm以上とすること。	→2敷地内の通路の表「■主要寸法の考え方」(48頁)を参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>●フランス落とし等の車椅子使用者が単独で開けることのできない金具で固定された戸の部分は、幅に含まない。また、建具を開放したときに、戸の厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅を指す。</li> </ul>	○1以上の外部出入口の幅120cm以上
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	→(1) イ 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動ドアには、非常時対応手動ドアを設ける。</li> <li>○外開き戸を設ける場合には、アルコーブを設置し、戸が壁面線を超えないようにする。</li> <li>○扉ガラスには、キックプレートを設ける。</li> <li>○施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。</li> </ul>
ウ 衝突防止措置	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●衝突時や転倒時の事故防止のため、戸のガラス等には安全ガラス(合わせガラス又は強化ガラス)を用いること。</li> <li>●衝突の危険があるため、視覚障害者がガラス戸、ガラススクリーンを識別できるよう、無色透明の場合には目の高さの位置に横線を設置する、ガラスに色をつける(高齢者の黄変化した視界では見えにくい青色は避ける。)、又は模様を入れる等の配慮をすること。</li> </ul>	○衝突防止のため手すりを設置する。
エ 点状ブロック等の敷設	戸を設ける場合には、その前後の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)に視覚障害者に対し戸の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。 ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。	≪左欄記載施設≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(46頁)を参照</li> <li>◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)、9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)」に掲げる公共的施設：自動車教習所、共同住宅等、事務所、路外駐車場、工場</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●視覚障害者が建築物の出入口の位置を認知しやすいう、戸又は玄関マットの手前には、点状ブロック等を敷設する。</li> <li>●形状は、JIS規格の構造とすること。</li> <li>●黄色を原則とすること。</li> <li>●十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとすること。</li> </ul>	○視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には音声誘導装置を設ける。

## □移動等円滑化経路を構成する出入口の整備例

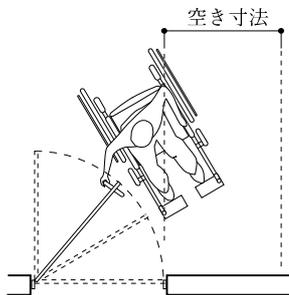
(1)イ 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉できる構造

- ①自動式引き戸、②手動式引き戸、③開き戸の順に推奨
- ドアチェックはゆるやかに作動し、操作の軽いものとする
- 手動ドアは指つめ防止に配慮
- 自動ドアには非常時対応手動ドアを設置

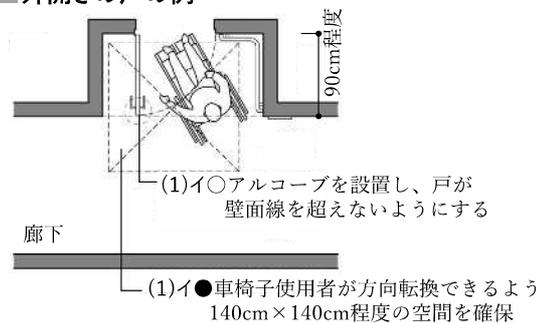
- ドアハンドルは、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さに設置
- 円形のドアハンドル（握り玉タイプ）は使用しない



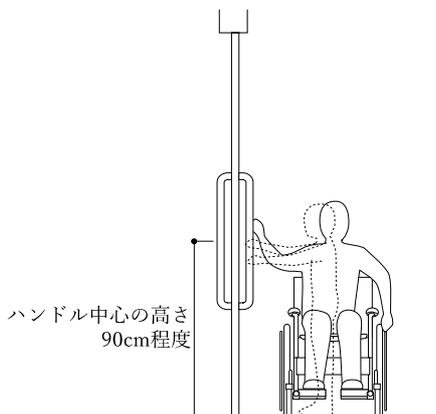
### ■開き戸を設けた場合の空き寸法の考え方



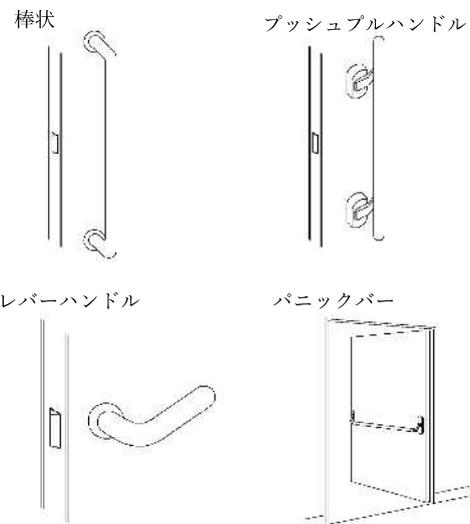
### ■外開きの戸の例



### ■車椅子使用者・子どもにも使いやすい 出入口ハンドルの高さ

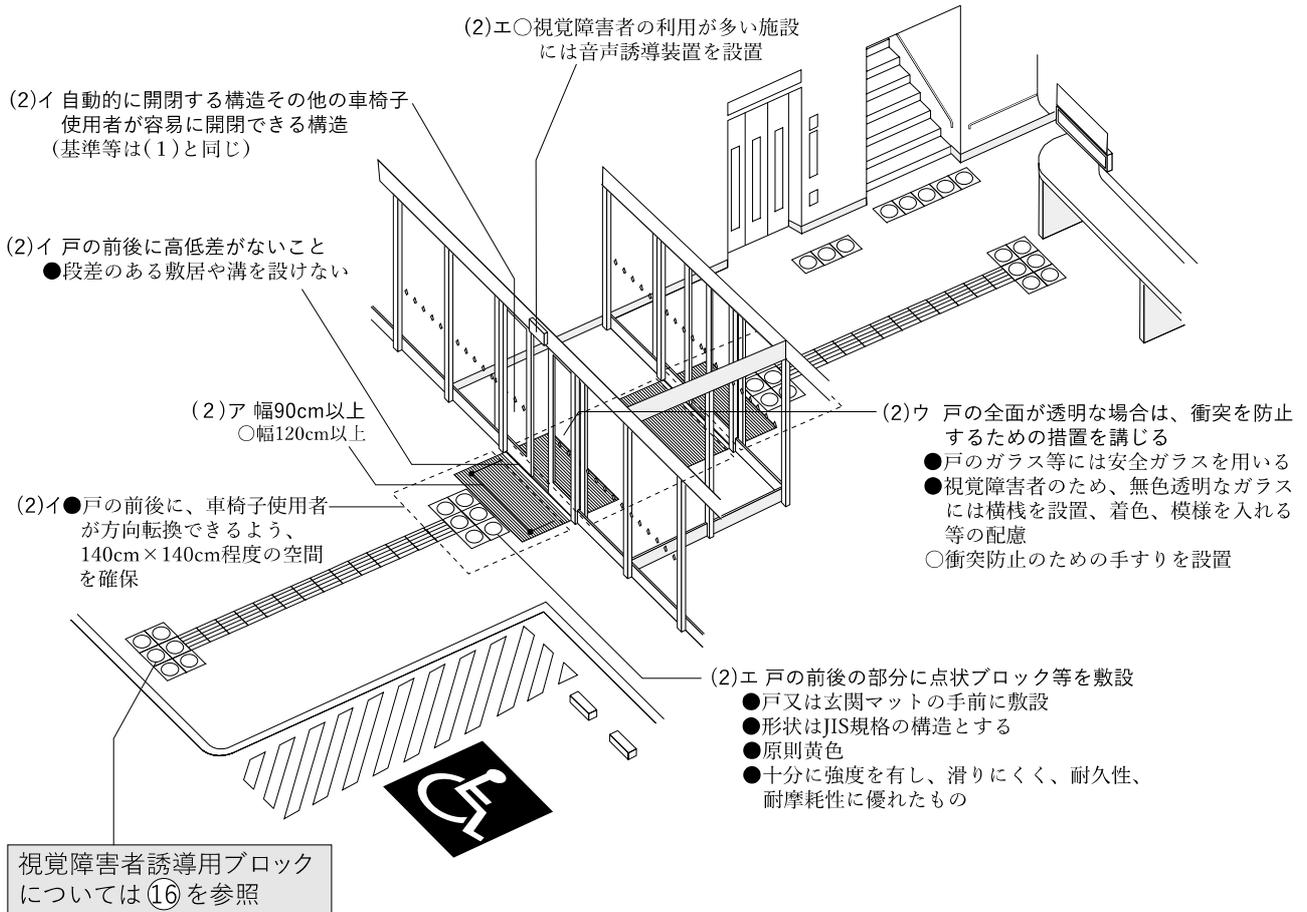


### ■使いやすいドアハンドル

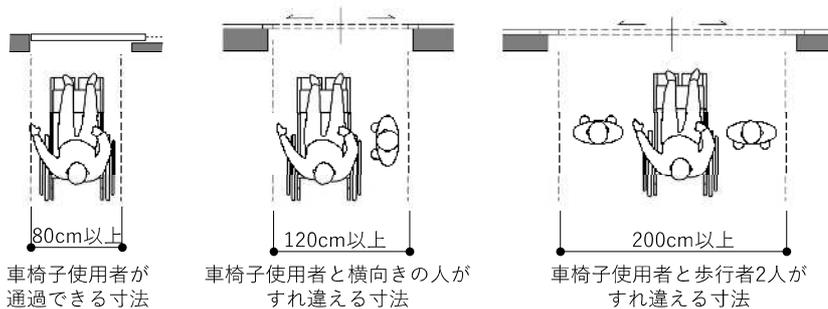


資料：上2つの図は「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p97を加工して作成

□ 直接地上へ通ずる建築物の出入口の整備例



■ 出入口の幅



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p48を加工して作成